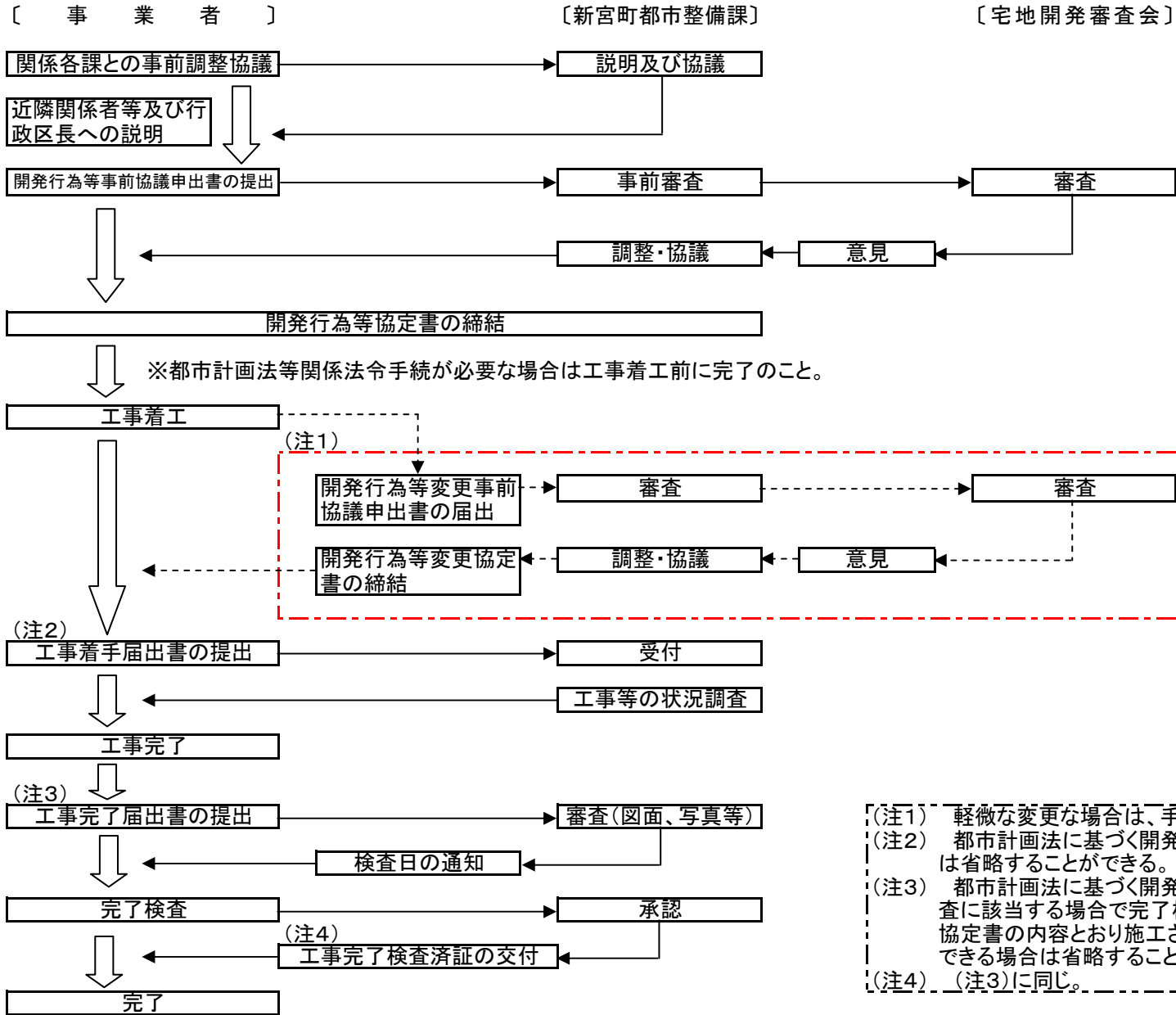


開発行為等指導要綱事前協議手続の流れ



〔注1〕 軽微な変更な場合は、手続きの必要なし。
 〔注2〕 都市計画法に基づく開発許可に該当する場合は省略することができる。
 〔注3〕 都市計画法に基づく開発許可後、工事完了検査に該当する場で完了検査時に開発行為等協定書の内容とおり施工されていることが確認できる場合は省略することができる。
 〔注4〕 (注3)に同じ。